

障害基礎年金

ケーススタディー

『障害基礎年金の請求①』 (障害基礎年金の相談における対応の基本)

チャプタータイトル ♪～

障害基礎年金



このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

MC:

このケーススタディーでは、障害基礎年金の請求に関する相談・対応について学んでいきましょう。障害基礎年金の相談においては、請求しても年金を受け取れるかどうか事前には判断できないこと、請求に必要な書類を用意するために困難が伴う場合があること、障害のある方にとっては、書類の準備だけではなく手続きの内容を理解すること自体に困難を伴う場合があること、これらのことを相談者が認識していないこと、などから高度な対応技術が要求されます。

市町村の年金担当であるみなさんは、相談者が障害のある方やそのご家族であることを配慮し、相談者の状況を探り出し、障害基礎年金の請求に必要なポイントをわかりやすく説明することが重要となります。

障害基礎年金

講師 工藤悠真

ナビゲーター 永年美結

【学習目標】

- * 障害基礎年金の基本的対応の流れを理解し、障害基礎年金の申請までに必要な手続きについて来訪者が見通しを持てるよう、わかりやすい説明ができるようになること。
- * 障害基礎年金の請求書等必要書類について、それぞれの役割と注意点を理解し、適切に案内できるようになること。
- * 市町村窓口担当者の役割について理解し、障害基礎年金の相談対応における基本スタンスを身につけること。

講師：

障害基礎年金のケーススタディーの目標は3つあります。1つ目は、障害基礎年金の基本的対応の流れを理解し、障害基礎年金の申請までに必要な手続きについて来訪者が見通しを持てるよう、わかりやすい説明ができるようになること。2つ目は、請求書等必要書類について、それぞれの役割と注意点を理解し、適切にご案内できるようになること。3つ目は、市町村窓口担当者の役割について理解し、障害基礎年金の相談対応における基本スタンスを身につけることです。

窓口担当者としての障害基礎年金の相談対応における役割は、相談者が障害基礎年金の申請手続きを円滑に行うための支援を行うことであり、障がい者やその家族が円滑に手続きを進捗させ、過不足なく請求書等必要書類の受付を完了することです。市町村での手続きにおいては、過不足なく申請手続きを完了させることが相談者と窓口担当者の共通の目的であることを、ともに理解して相談を進めることが大切です。来訪の回数を減らすことは、両者の負担を低減させることに繋がります。

障害基礎年金

講師 工藤悠真

ナビゲーター 永年美結

【相談のポイント】

- * 発病から相談に至るまでの病歴を聞き取ったうえで、相談者が障害基礎年金の申請までに必要な手続きについて見通しを持てるようにすること。
- * 請求書や診断書を希望される方には、主観的な判断によらずそれらの書類を交付すること。
- * 障害の程度、等級については断定的な回答は避け、市町村ではなく日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立つて行うものであることをはっきりと説明すること。

講師：

具体的な障害基礎年金相談のポイントとして3つ挙げておきます。1つ目は、障害基礎年金の申請に係る相談があった場合には、発病から相談に至るまでの病歴を聞き取ったうえで、障害の原因となった傷病にかかる初診日を確認する書類や、障害の程度を判断するための診断書が必要となることなどをわかりやすく丁寧に説明し、相談者が障害基礎年金の申請までに必要な手続きについての見通しをもてるようにすることです。必要書類を準備したり役所に来訪いただく負担を考慮し、円滑に手続きを進められるように支援してください。

2つ目は、請求書や診断書を希望される方には、主観的な判断によらずそれらの書類を交付することです。その際、障害基礎年金の受給要件や請求のための添付書類について説明したうえで、初診日の認定結果によっては別途診断書が必要となることなどの注意点を丁寧に説明してください。

3つ目は、障害の程度、等級については断定的な回答は避け、市町村ではなく日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立つて行うものであることをはっきりと説明することです。適切に請求を行った場合でも、障害の程度を診査した結果、年金を受給できない場合があること、不支給決定となっても診断書などの作成費用は請求者の負担となることを説明し、本人に申請の意思を確認してください。

障害基礎年金

＜障害基礎年金相談の心構え＞

相談者は主に、障害がある方やそのご家族。
限られた時間の中で来訪されているため、必要な
ポイントに絞ってわかりやすい説明をする。

- ◆ 相談者の状況を踏まえた配慮が必要
- ◆ 視覚障害のある方・・・説明資料のコピーを渡す／指示語は使わない
- ◆ 聴覚障害のある方・・・理解していることを確認しながら説明する／正面から顔を見て話を

MC :

ここで、接遇のポイントについて簡単にご案内します。障害基礎年金の相談者は、実際に障害のある方やそのご家族です。とくに障害のある方が直接相談窓口に来訪された場合、相談者の状況を踏まえた配慮が必要となります。

例えば、相談者の方には、全盲など視覚障害のある方であっても、ご家族などにもお見せするケースも考慮し、説明で使用したカードや書類のコピーをお持ち帰りいただくのがよいでしょう。視覚障害であることから、コピーを渡してもわからないという先入観はなくすようにしてください。また、応対の中で、「あれ」とか「これ」とかの指示語は使わないように心がけましょう。

聴覚障がい者への対応では、相談を進める中で、「わからないことはないですか？」といったように、理解していることを確認しながら説明を行うことが大切です。また聴覚障がい者は相手の口の動きやリズムで言葉を理解することができますので、障がい者の正面で顔をみて話をすることも重要な接遇のポイントです。マスクをして対応することは控えましょう。また、聴覚障がい者の方から FAX でお問い合わせが来るような場合に、「てにをは」がない文章が送られてくることがあります。これは、手話に「てにをは」がないことなどに起因するものであり、その意図をよく汲み取ることが大切です。

このように、少しでも障がい者の立場に立った接遇に徹することで、視覚障害や聴覚障害などの障害がある方に対し安心感を与え、障害基礎年金の請求手続きを円滑に行うことができるようになるでしょう。

障害基礎年金

＜障害基礎年金相談の心構え＞

聴覚障がい者の方向けに、お問い合わせ窓口
に FAX 番号の案内を入れるなどの配慮も重要。

※請求しても年金に該当しない場合がございます。
その場合の診察書作成費用等はお返し致します。ご了承ください。

障害基礎年金 〇〇年〇〇月〇〇日 障害者 〇〇歳〇〇月〇〇日 障害者 〇〇歳〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日 障害者 〇〇歳〇〇月〇〇日 障害者 〇〇歳〇〇月〇〇日
---	---

問い合わせ先	電話番号 (FAX 番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

MC :

近年のバリアフリー法は障がい者が安全に目標を達成できることを提供者側の責任として課しています。つまり障がい者が健常者と平等に手続きができるようにしなければなりません。これは接遇サービスにも当てはまり、おろそかにすることで訴訟問題に発展する可能性があります。例えば、トイレの設備やバリアフリーの有無などについても、ホームページでご案内することや、業務支援ツールにも各所にある問い合わせ窓口の案内に FAX 番号を入れるなどの配慮をすることが重要と考えます。

障害基礎年金は、被保険者などが障がい者となって、日常生活に支障をきたしたり、あるいは、日常生活に著しい制限が加えられたりして、稼働能力が低下した場合に、その生活の安定がそこなわれるのを防止することを目的とする給付です。障害基礎年金がもともと、障害によって困窮している方々を助けるための年金であることを考えると、代理人も立てられない、簡単に窓口足に足を運べないような、より困窮度合いが高い障がい者を救い出すことに意義がある点を忘れないようにしてください。



MC :

それでは、具体的な事例に沿って、どのような窓口対応をするとよいかみていきましょう。

請求者は平成7年4月2日生まれの男性。窓口に来訪したのは、請求者の母親です。

請求者は書店を経営する両親と3人で乙成町に住んでいます。

平成27年5月15日、20歳前傷病による障害基礎年金について、本人の代わりに母親が相談に訪れたという設定で考えてみましょう。窓口で対応するのは、乙成町役場の吉村さんです。

それでは、実際にあなたが相談に応じる場面を想像しながら学習を進めてください。



ブリッジタイトル ♪～

MC :

はじめに、初回の相談対応についてみていきましょう。

障害基礎年金 導入・相談内容の確認



吉村：こんにちは、本日はどのようなご相談ですか？

近藤：実は、息子のことで・・・障害年金をもらう手続きをしたいんですけど。

吉村：お子様の障害年金に関するご相談ですね。こちらの窓口で対応いたします。

近藤：お願いします。

吉村：
こんにちは、本日はどのようなご相談ですか？

近藤：
実は、息子のことで・・・障害年金をもらう手続きをしたいんですけど。

吉村：
お子様の障害年金に関するご相談ですね。こちらの窓口で対応いたします。

近藤：
お願いします。

障害基礎年金 導入・相談内容の確認



吉村：本日は初めてのご相談ですか？

近藤：はい。そうです。先月、子どもが20歳になって、年金手帳が届いたんです。それで、息子は障害があるし、保険料のこととかいろいろ不安になってしまってた。そうしたら、年金手帳と一緒に入っていたパンフレットに障害年金のことが書いてあるのを見て、児童相談所に相談したら、町役場に障害年金の相談をしに行くように言われました。

吉村：それでは、障害基礎年金のお手続きについてひと通り説明させていただきたいと思います。本日、お時間はございますか？

近藤：大丈夫ですよ。

吉村：
本日は初めてのご相談ですか？

近藤：
はい。そうです。先月、子どもが20歳になって、年金手帳が届いたんです。それで、息子は障害があるし、保険料のこととかいろいろ不安になってしまってた。そうしたら、年金手帳と一緒に入っていたパンフレットに障害年金のことが書いてあるのを見て、児童相談所に相談したら、町役場に障害年金の相談をしに行くように言われました。

吉村：
それでは、障害基礎年金のお手続きについてひと通り説明させていただきたいと思います。本日、お時間はございますか？

近藤：
大丈夫ですよ。

障害基礎年金 本人確認・代理人確認



吉村：それでは最初に、たいへんお手数とは存じますが、本人確認をさせていただきます。お母様の本人確認ができる証明書類とお子様の基礎年金番号がわかる書類を提示いただけないでしょうか。

近藤：わたしは運転免許証を持っています。あと、息子の年金手帳も持ってきました。

吉村：ありがとうございます。拝見します。……お子様のお名前は「洋一」様でよろしいですね。

近藤：はい。

吉村：
それでは最初に、大変お手数とは存じますが、本人確認をさせていただきます。お母様の本人確認ができる証明書類とお子様の基礎年金番号がわかる書類を提示いただけないでしょうか。

近藤：
わたしは運転免許証を持っています。あと、息子の年金手帳も持ってきました。

吉村：
ありがとうございます。拝見します。
……お子様のお名前は「洋一」様でよろしいですね。

近藤：
はい。

障害基礎年金 本人確認・代理人確認



吉村：本日の相談について、洋一様から交付された委任状をお持ちでしょうか。

近藤：委任状って何ですか。子どもは平仮名で名前くらいは書けますけど、あまり難しいことは理解できないものですから……

吉村：
本日の相談について、洋一様から交付された委任状をお持ちでしょうか。

近藤：
委任状って何ですか。子どもは平仮名で名前くらいは書けますけど、あまり難しいことは理解できないものですから……



吉村：
承知いたしました。それでは、洋一様の障害状態を判断する目安となる資料はお持ちでしょうか？例えば、福祉事務所などから身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていらっしゃいませんか？

近藤：
はい。療育手帳をもらっています。えーと、ああこれです。もしかしたら必要かと思って、持ってきてよかったわ。

吉村：
療育手帳をお持ちなんですね。拝見してもよろしいでしょうか？

近藤：
どうぞ。



MC：
個人情報やプライバシーに関わる情報を取り扱う個別相談に応じる前に、来訪者が本人または代理人であることを確認しましょう。来訪者が代理人である場合は、本人から交付された委任状を確認することが最も確実な方法ですが、具体的な確認方法については各市町村の規定に従ってください。

このケースの吉村さんは、来訪者の身分証明書と本人の基礎年金番号がわかる書類、そして本人から交付された委任状の提示を求めました。しかし、その後、本人が委任状を書くことが困難である事情を察して、委任状の代わりに別の資料の提示を求めています。



講師：

一般的に、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を総称して、障害者手帳と呼びます。療育手帳は、都道府県などの各地方自治体が知的障がい者に対して発行しており、知的障がい者が公的機関などから必要な援助を受けやすくするために活用されております。

療育手帳には障害の程度に関する記載欄が設けられており、この記載欄に記録されている内容は、障害の程度を判断するための目安となります。あくまで目安であって、療育手帳の記載事項をもって直ちに障害基礎年金の障害等級に該当するかどうかは判断できません。

したがって、療育手帳をもっている場合でも、丁寧に聞き取りをし、請求者が他の障害がないかを確認したうえで、案内および手続きを進める必要があります。



MC：

本人確認の結果、「来訪者氏名：近藤 春子」「本人氏名：近藤 洋一、生年月日：平成7年4月2日」であることを確認しました。吉村さんは、春子さんからの聞き取り内容と療育手帳の記載内容から判断し、ご案内を続けることにしました。また、年金事務所に照会した結果、洋一さんは平成27年4月1日から国民年金第1号被保険者であることを確認しました。

吉村：

本人確認にご協力いただきありがとうございました。それでは、実際に障害基礎年金を請求いただくまでの流れをご案内いたします。こちらのお手続きガイドをご覧ください。ここに書いてありますように、請求に必要な書類を確認するために、いくつか質問をさせていただきます。ご家族のことなどプライバシーに関わるお尋ねもします。

近藤：

わかりました。

障害基礎年金 請求までの流れの説明



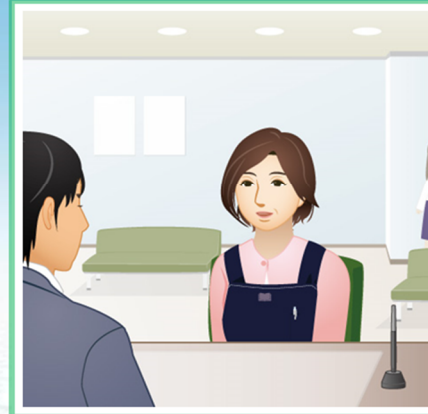
お答えいただいた情報を整理した後に、必要書類についてご案内します。障害の認定審査には細かい確認事項や法令で定められた書類の提出が必要です。書類の中には、医療機関で作成いただく診断書のように費用がかかるものもあります。

そうなんですか、お金がかかるんですね。

吉村：
お答えいただいた情報を整理した後に、必要書類についてご案内します。障害の認定審査には細かい確認事項や法令で定められた書類の提出が必要です。書類の中には、医療機関で作成いただく診断書のように費用がかかるものもあります。

近藤：
そうなんですか、お金がかかるんですね。

障害基礎年金 請求までの流れの説明



必要書類を揃えていただいた後、請求書とあわせて当町に提出いただきます。当町では、近藤様から請求書類をお預かりするまでの対応をさせていただきます。ここまではよろしいでしょうか？

私一人で請求できるか不安ですが・・・よろしく願いいたします。

最初に、洋一様の障害のことを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

はい。

吉村：
必要書類を揃えていただいた後、請求書とあわせて当町に提出いただきます。当町では、近藤様から請求書類をお預かりするまでの対応をさせていただきます。ここまではよろしいでしょうか？

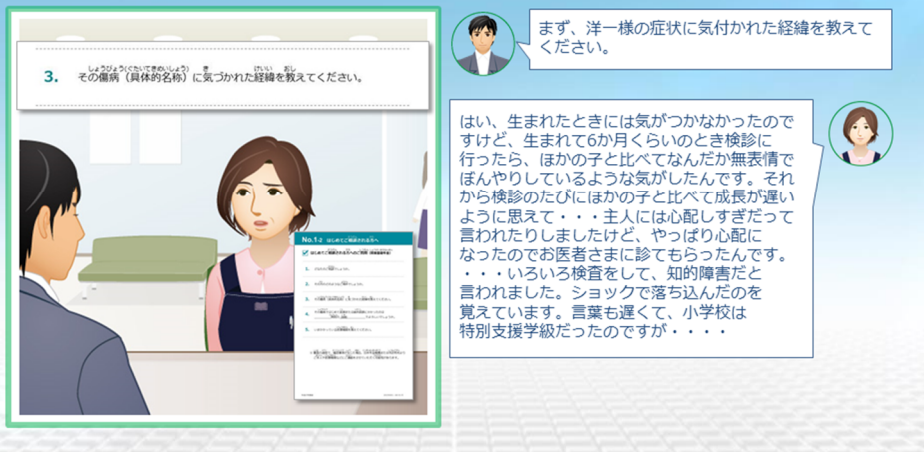
近藤：
私一人で請求できるか不安ですが・・・よろしく願いいたします。

吉村：
最初に、洋一様の障害のことを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

近藤：
はい。

障害基礎年金

はじめて相談される方への聞き取り



吉村：

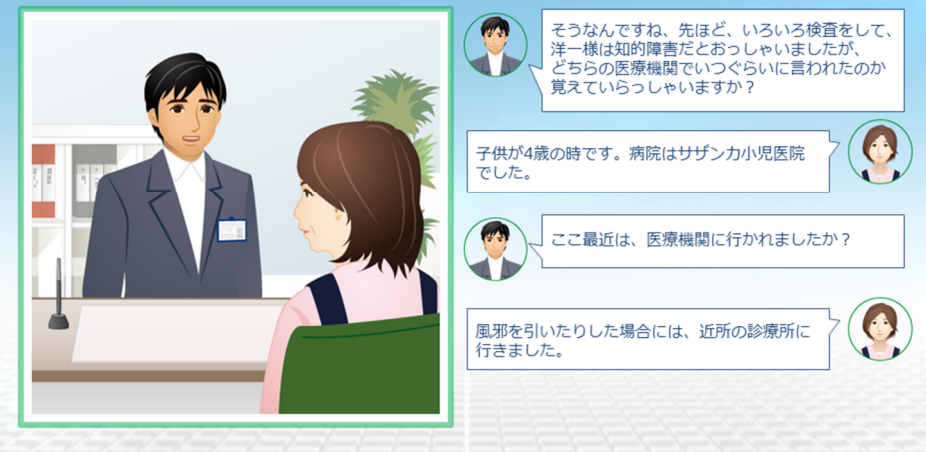
まず、洋一様の症状に気付かれた経緯を教えてください。

近藤：

はい、生まれたときには気がつかなかったのですが、生まれて6か月くらいのとき検診に行ったら、ほかの子と比べてなんだか無表情でぼんやりしているような気がしたんです。それから検診のたびにほかの子と比べて成長が遅いように思えて・・・主人には心配しすぎだって言われたりしましたが、やっぱり心配になったのでお医者さまに診てもらったんです。・・・いろいろ検査をして、知的障害だと言われました。ショックで落ち込んだのを覚えています。言葉も遅くて、小学校は特別支援学級だったのですが・・・

障害基礎年金

はじめて相談される方への聞き取り



吉村：

そうなんです、先ほど、いろいろ検査をして、洋一様は知的障害だとおっしゃいましたが、どちらの医療機関でいつぐらいに言われたのか覚えていらっしゃいますか？

近藤：

子供が4歳の時です。病院はサザンカ小児医院でした。

吉村：

ここ最近、医療機関に行かれたか？

近藤：

風邪を引いたりした場合には、近所の診療所に行きました。

障害基礎年金 はじめて相談される方への聞き取り

知的障害に関しては医療機関に行かれたか？

知的障害に関しては、ここ数年は病院にも行ってませんね。

吉村：
知的障害に関しては医療機関に行かれたか？

近藤：
知的障害に関しては、ここ数年は病院にも行ってませんね。

障害基礎年金 はじめて相談される方への聞き取り

No.1-2 はじめてご相談される方へ

☒ はじめてご相談される方への質問（障害基礎年金）

1. あなたの相談の経緯を教えてください。

2. そのほかのどのような経緯ででしょうか。

3. その傷病（具体的な名称）に気づかれた経緯を教えてください。

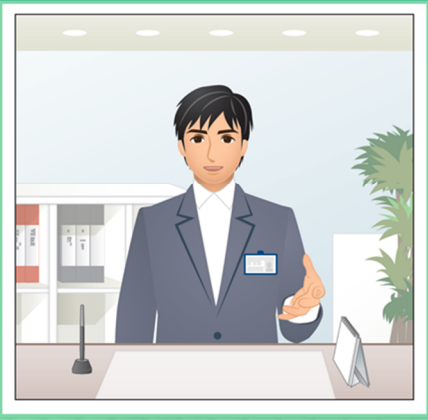
4. その傷病ではじめて医師または歯科医師にかかったのは
病院の（時期）でよろしいでしょうか。

ご本人や関係機関などにご連絡をさせていただく可能性があります。

講師：
相談者が障害のある方やそのご家族の場合、多少、感情的になったりこれまでの状況を話し続けたりすることもあるでしょう。相談者の話を「聞き上手」に徹して聞くことも大切なことですが、障害年金の請求とは違う方向に行きそうな場合は、請求のポイントに絞って聞き取りできるよう、うまく誘導することが必要です。

このケースの吉村さんは、近藤さんの話をしっかり聞いたうえで、障害年金の請求に必要な重要な質問をし、お手続きガイドにある、「はじめてご相談される方へ」の3番目の質問の答えの中に4番目の質問のポイントとなる内容を引き出しています。

障害基礎年金 はじめて相談される方への聞き取り



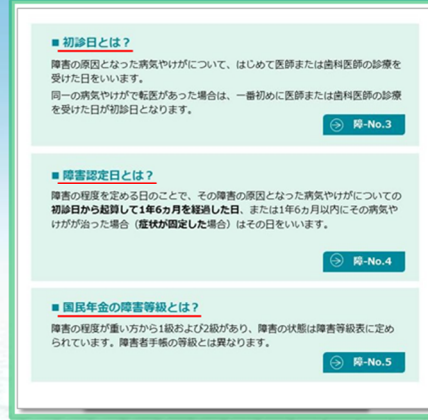
簡単な聞き取りは以上で終わりです。
続けて、実際に障害基礎年金をご請求いただく際のポイントをご説明します。

お願いします。

吉村：
簡単な聞き取りは以上で終わりです。
続けて、実際に障害基礎年金をご請求いただく際のポイントをご説明します。

近藤：
お願いします。

障害基礎年金 障害基礎年金を受け取るための3つの要件



■ 初診日とは？
障害の原因となった病気やけがについて、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。
同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師または歯科医師の診療を受けた日が初診日となります。

➡ 障-No.3

■ 障害認定日とは？
障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（療養が固定した場合）はその日をいいます。

➡ 障-No.4

■ 国民年金の障害等級とは？
障害の程度が重い方から1級および2級があり、障害の状態は障害等級表に定められています。障害者手帳の等級とは異なります。

➡ 障-No.5

こちらをご覧ください。
障害基礎年金のお手続きには3つのポイントがあります。1つ目は、初診日が明らかであること。2つ目は、請求日において障害認定日という障害の程度を定める日を過ぎていること。3つ目は障害の程度が障害等級表に定める1級または2級に該当していることです。

初診日とか、いろいろとむずかしそうですね。

吉村：
こちらをご覧ください。
障害基礎年金のお手続きには3つのポイントがあります。1つ目は、初診日が明らかであること。2つ目は、請求日において障害認定日という障害の程度を定める日を過ぎていること。3つ目は障害の程度が障害等級表に定める1級または2級に該当していることです。

近藤：
初診日とか、いろいろとむずかしそうですね。

障害基礎年金 障害基礎年金を受け取るための3つの要件

3-1 初診日とは？

初診日とは

初診日とは？

障害の原因となった病気につき、はじめて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。

年金を受け取るには、初診日に国民年金に加入していることが必要です。
(20歳前障害による場合を除く。)

年金を受け取るには、初診日の前日において、納付要件を満たしていることが必要です。

障害認定日は初診日を基準として決まります。

初診日に加入していた年金制度によって、請求できる年金が変わります。

先天性の知的障害

出生日

日常生活や労働に支障をきたすような具体的な症状が現れはじめて診療を受けた日

順番に説明しますのでご安心ください。まず、障害基礎年金のお手続きにあたっては、初診日を特定することが非常に大切です。初診日というのは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。先天性の知的障害の初診日については、すべて生まれたときで、必ず20歳前という形にしています。

つまり、うちの息子の場合、具体的な診療を受けた日がわからなくても大丈夫なんですね。

はい、そうです。

吉村：順番に説明しますのでご安心ください。まず、障害基礎年金のお手続きにあたっては、初診日を特定することが非常に大切です。初診日というのは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。先天性の知的障害の初診日については、すべて生まれたときで、必ず20歳前という形にしています。

近藤：つまり、うちの息子の場合、具体的な診療を受けた日がわからなくても大丈夫なんですね。

吉村：はい、そうです。

障害基礎年金 障害基礎年金を受け取るための3つの要件

■ 障害認定日とは？

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6か月を経過した日。または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（療養が固定した場合）はその日をいいます。

例1：障害認定日が20歳に達した日以前の場合

初診日

1年6か月

障害認定日

1級・2級該当

障害基礎年金

国民年金の被保険者

20歳=受給権発生日

2つ目の障害認定日というのは、障害の程度を判断する日のことです。障害基礎年金を受け取るためには、障害認定日に障害の程度が障害等級の1級または2級に該当することが必要です。障害認定日は、原則として初診日から1年6か月後となっているのですが、障害認定日が20歳より前の場合には、20歳になったときに障害の程度を判断することとなっています。洋一様の場合、障害の程度を判断する日は20歳の誕生日の前日となりますね。

吉村：2つ目の障害認定日というのは、障害の程度を判断する日のことです。障害基礎年金を受け取るためには、障害認定日に障害の程度が障害等級の1級または2級に該当することが必要です。障害認定日は、原則として初診日から1年6か月後となっているのですが、障害認定日が20歳より前の場合には、20歳になったときに障害の程度を判断することとなっています。洋一様の場合、障害の程度を判断する日は20歳の誕生日の前日となりますね。

障害基礎年金 障害基礎年金を受け取るための3つの要件

＜請求者の情報＞

- 傷病 知的障害
- 初診日 先天性の知的障害⇒20歳前（生まれたとき）
- 請求方法 20歳前傷病による障害基礎年金

講師：

吉村さんは近藤さんからの聞き取りから請求者の情報を得ました。傷病は知的障害であることがわかりました。次に初診日を特定します。

先天性疾患に関する初診日は、傷病によって「20歳前」と扱うものと、「初めて診療を受けた日」の確認を要するものとに分かれますが、先天性の知的障害の場合は、初診日は「20歳前（生まれたとき）」となります。具体的に診療を受けた日がわからなくても20歳前傷病による障害基礎年金を請求する取扱いとなります。

障害基礎年金 障害基礎年金を受け取るための3つの要件

＜障害基礎年金を受け取るための3つの要件＞

- 初診日に国民年金に加入していること（原則）
- 初診日の前日に保険料納付要件を満たしていること
- 障害認定日に障害等級1級または2級に該当

講師：

このケースでは初診日の特定は容易でしたが、一般的には、障害の原因となった傷病を特定したうえで、その傷病にかかる初診日を特定する必要があります。

障害基礎年金を受け取るためには、初診日に国民年金に加入していること、初診日の前日に保険料納付要件を満たしていること、障害認定日に障害等級の1級または2級に該当する程度の障害の状態にあることの3つの要件を満たす必要があります。したがって、これら要件全てに関わってくる初診日を確定できる資料の確認が実務上非常に重要となります。

障害基礎年金

障害基礎年金を受け取るための3つの要件



それじゃあ、このあいだ20歳になったから、もらえるんですね。

お手続きのためには、洋一様が医療機関へ行って医師に診断書を書いていただく必要があります。医師に診断書を作成してもらったら、請求書類と一緒にその診断書を当町に提出いただきます。その後、日本年金機構が20歳の時に障害等級の1級または2級に該当しているかどうかを審査します。

そうですか、1級とか2級というのは、どの程度の状態のことをいうのでしょうか？

実際には、日本年金機構の審査によって決まりますが、障害等級表に定められていますので、こちらをご覧ください。

近藤：

それじゃあ、このあいだ20歳になったから、もらえるんですね。

吉村：

お手続きのためには、洋一様が医療機関へ行って医師に診断書を書いていただく必要があります。医師に診断書を作成してもらったら、請求書類と一緒にその診断書を当町に提出いただきます。その後、日本年金機構が20歳の時に障害等級の1級または2級に該当しているかどうかを審査します。

近藤：

そうですか、1級とか2級というのは、どの程度の状態のことをいうのでしょうか？

吉村：

実際には、日本年金機構の審査によって決まりますが、障害等級表に定められていますので、こちらをご覧ください。

障害基礎年金

障害基礎年金を受け取るための3つの要件

No.5-2 国民年金の障害等級表

項目	障害	障害の程度
1	1級	・意識の能力が失われ、日常生活がほとんどできないもの
2	2級	・意識の能力が失われ、日常生活がほとんどできないもの
3	3級	・日常生活に著しい障害を有するもの
4	4級	・日常生活に著しい障害を有するもの
5	5級	・日常生活に著しい障害を有するもの
6	6級	・日常生活に著しい障害を有するもの
7	7級	・日常生活に著しい障害を有するもの
8	8級	・日常生活に著しい障害を有するもの
9	9級	・日常生活に著しい障害を有するもの
10	10級	・日常生活に著しい障害を有するもの
11	11級	・日常生活に著しい障害を有するもの
12	12級	・日常生活に著しい障害を有するもの



2級の場合ですと、例えば、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。日常生活が極めて困難で、働いて収入を得ることができない程度に相当します。



うちの息子は何級になるんですか？療育手帳の判定はAでIQは32なんですが・・・Aだと障害の等級は何級になるんですか？もらえるのか、もらえないのかははっきりしてから請求したいんですけど・・・。

吉村：

2級の場合ですと、例えば、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。日常生活が極めて困難で、働いて収入を得ることができない程度に相当します。

近藤：

うちの息子は何級になるんですか？療育手帳の判定は A で IQ は32なんですが・・・Aだと障害の等級は何級になるんですか？もらえるのか、もらえないのかははっきりしてから請求したいんですけど・・・。

障害基礎年金

Q&A

ブリッジタイトル ♪～

障害基礎年金

問題

問 題

近藤さんに対して、
どう対応するのが望ましいでしょうか？

1. これまでの認定状況から考えて2級に該当することはまず間違いないので自信をもって、「2級以上に該当すると思いますよ」と案内する。
2. とにかく障害等級表を見せて来訪者自身に判断させる。
3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。



MC

では、ここで問題です。近藤さんは障害基礎年金が受給できるのかできないのかを知りたがっています。どう対応するのが望ましいでしょうか？次のうちから適切な対応を選んでください。

1. これまでの認定状況から考えて2級に該当することはまず間違いないので自信をもって、「2級以上に該当すると思いますよ」と案内する。
2. とにかく障害等級表を見せて来訪者自身に判断させる。
3. 障害年金の決定は、日本年金機構（の障害認定診査医員）が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。

障害基礎年金

解説

問 題

近藤さんに対して、
どう対応するのが望ましいでしょうか？

1. これまでの認定状況から考えて2級に該当することはまず間違いないので自信をもって、「2級以上に該当すると思いますよ」と案内する。
2. とにかく障害等級表を見せて来訪者自身に判断させる。
3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。

解 答

正解：3. 障害年金の決定は、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って障害の程度を評価した診査結果を踏まえて行うものであることを丁寧に説明し、窓口ではお答えできないことを伝える。

診査をするのはあくまで日本年金機構各都道府県事務センターの障害認定診査医員。相談の段階で審査結果の見通しを断定的に述べることをしないように注意する。

講師：

解答は3です。障害の程度は日本年金機構の職員が評価するわけではありません。医学的知見を有する日本年金機構各都道府県事務センターに所属している障害認定診査医員が障害認定基準に基づき障害の程度を診査します。その診査結果を踏まえ、国が障害基礎年金の決定を行うことになります。

来訪者に認定の可否について伝えてあげることが親切であると考えがちですが、相談の段階で審査結果の見通しを断定的に述べることをしないように注意してください。また、答えられないからと、あやふやな態度を取るのもよくありません。障害等級表はあくまで参考として見ていただきましょう。

ちなみに障害等級2級は吉村さんの言うとおり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものです。日常生活が極めて困難で、働いて収入を得ることができない程度の状態に相当し、1級は、他人の介助を受けなければほとんど日常生活ができず、活動の範囲が、病院ではベッド周辺、家庭では就床室内に限られるもの、とされています。各障害等級が表す病状の程度について知識としてもっておくとよいでしょう。

障害基礎年金

障害基礎年金を受け取るための3つの要件



申し訳ございません。お子様の障害の程度については、まずご請求いただいてから、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って診査することになっています。こちらでは、必要な書類の準備のお手伝いをさせていただきます。



うちの洋一は、Aだからもらえますよね。



療育手帳の等級と障害の等級は必ずしも一致しませんので、診査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しない場合もございます。まずはきちんと請求できるようお手伝いしますのでご安心ください。

吉村：

申し訳ございません。お子様の障害の程度については、まずご請求いただいてから、日本年金機構の障害認定診査医員が専門的知見に立って診査することになっています。こちらでは、必要な書類の準備のお手伝いをさせていただきます。

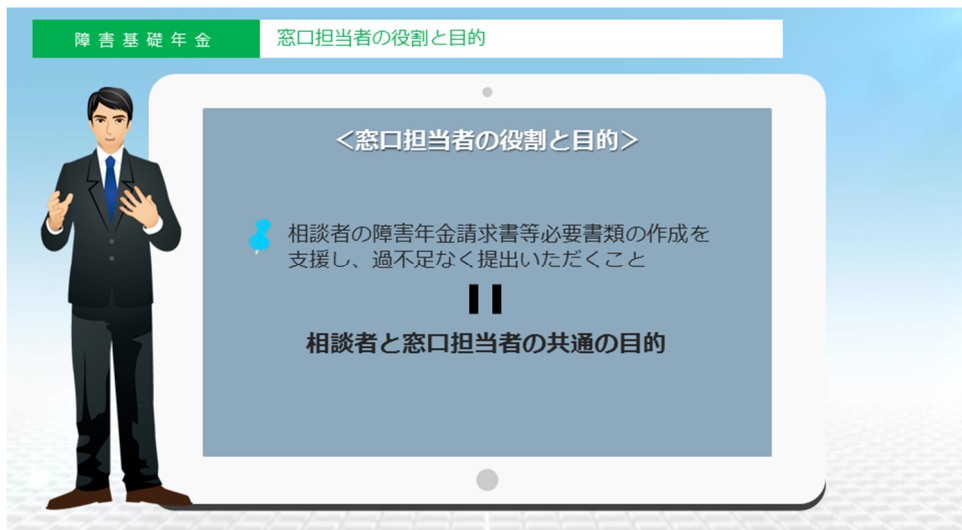
近藤：

うちの洋一は、Aだからもらえますよね。

吉村：

療育手帳の等級と障害の等級は必ずしも一致しませんので、診査の結果、障害基礎年金を受け取る要件に該当しない場合もございます。まずはきちんと請求できるようお手伝いしますのでご安心ください。

障害基礎年金 窓口担当者の役割と目的



＜窓口担当者の役割と目的＞

相談者の障害年金請求書等必要書類の作成を支援し、過不足なく提出いただくこと

II

相談者と窓口担当者の共通の目的

講師：

相談者にとって障害年金をもらえるかどうか最大の関心事です。しかし、市町村窓口の役割は、円滑に手続きを進め適切な申請を行うための案内をすることです。過不足ない請求書等必要書類を揃え、提出いただくことが相談者と窓口担当者の共通の目的であることを理解してもらえるよう丁寧に説明してください。

障害基礎年金 障害基礎年金請求時の必要書類



はい、ありがとうございます。診査のことはわかりました。とりあえず申請の書類があればもらっていききたいのですが。

承知しました。申請のための書類をそろえていただく費用は近藤様のご負担となりますのでご注意ください。

はい、よろしくお願いします。

近藤：

はい、ありがとうございます。診査のことはわかりました。とりあえず申請の書類があればもらっていききたいのですが。

吉村：

承知しました。申請のための書類をそろえていただく費用は近藤様のご負担となりますのでご注意ください。

近藤：

はい、よろしくお願いします。

障 害 基 礎 年 金

障害基礎年金請求時の必要書類

国民年金障害基礎年金請求書

1. 請求者の氏名、生年月日、住所、電話番号、申請先（市町村役場）の記入欄。

2. 障害の発生年月、障害の程度（障害等級）の記入欄。

3. 障害の原因（疾病、事故、労務災害等）の記入欄。

4. 障害の診断書（医師の診断）の添付欄。

5. 障害の経過（治療、経過観察等）の記入欄。

6. 障害の程度（障害等級）の判定欄。

7. 障害の発生年月、障害の程度（障害等級）の記入欄。

8. 障害の原因（疾病、事故、労務災害等）の記入欄。

9. 障害の診断書（医師の診断）の添付欄。

10. 障害の経過（治療、経過観察等）の記入欄。

11. 障害の程度（障害等級）の判定欄。

先立条件説明書

1. 障害の発生年月、障害の程度（障害等級）の記入欄。

2. 障害の原因（疾病、事故、労務災害等）の記入欄。

3. 障害の診断書（医師の診断）の添付欄。

4. 障害の経過（治療、経過観察等）の記入欄。

5. 障害の程度（障害等級）の判定欄。

6. 障害の発生年月、障害の程度（障害等級）の記入欄。

7. 障害の原因（疾病、事故、労務災害等）の記入欄。

8. 障害の診断書（医師の診断）の添付欄。

9. 障害の経過（治療、経過観察等）の記入欄。

10. 障害の程度（障害等級）の判定欄。



講師：

来訪者が初回訪問から請求書等の受け取りを求める場合は、リスクを説明し手続きの流れを理解いただいたうえで請求書等を渡してください。

障 害 基 礎 年 金

障害基礎年金請求時の必要書類



それでは、申請に必要な書類をお渡しします。いくつか書類がございますので用意してまいります。少々お待ちください。

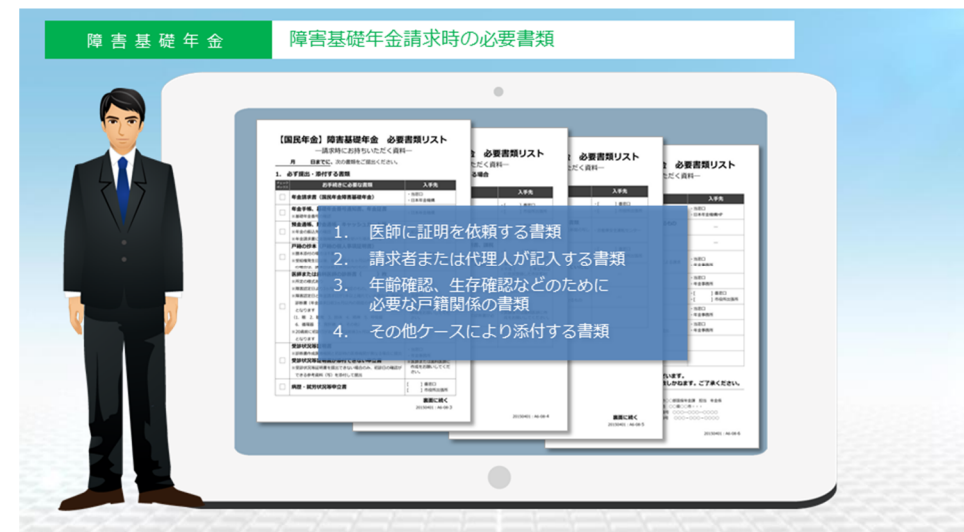
吉村：

それでは、申請に必要な書類をお渡しします。いくつか書類がございますので用意してまいります。少々お待ちください。



MC :

ここでは、吉村さんがどのような手順でどの添付書類を案内するのか見ていきましょう。



講師 :

障害基礎年金の請求書に添付する書類は、傷病の種類や請求事由などにより異なります。また、それぞれの添付書類には、発行されてからの有効期限や提出期限が設けられている場合があります。

ここでは、障害基礎年金の請求書のほか、医師に証明を依頼する書類、請求者または代理人が記入する書類、年齢確認や生存確認などのために必要な書類、その他添付書類に分けて説明します。

障害基礎年金

請求書についての説明



それでは、こちらの必要書類リストを使って順番にご説明します。
まず、こちらが障害基礎年金の請求書です。
こちらに必要な項目をもれなく記入いただく必要があります。



記入項目がたくさんあって大変そうですね・・・



こちらの記入例をご覧ください。これを参考にしながら、わかる範囲で記入をお願いいたします。次回お越しいたいたときに、お持ちいただいた必要書類の確認とあわせて不明な点はご説明します。

吉村：

それでは、こちらの必要書類リストを使って順番にご説明します。

まず、こちらが障害基礎年金の請求書です。こちらに必要な項目をもれなく記入いただく必要があります。

近藤：

記入項目がたくさんあって大変そうですね・・・

吉村：

こちらの記入例をご覧ください。これを参考にしながら、わかる範囲で記入をお願いいたします。次回お越しいたいたときに、お持ちいただいた必要書類の確認とあわせて不明な点はご説明します。

障害基礎年金

請求書についての説明



請求書は、私が書いてもよろしいでしょうか？



はい、結構です。



わかりました。1ページ目は書けそうなので、自分で書いてみようと思います。
残りの部分は、教えてもらわないと書けそうにありません・・・



ご安心ください。次回お越しいたいたときに、記入欄の1つ1つを確認しながら、記入方法をご説明します。未記入の項目は、次回の相談時に記入いただけます。



それじゃ、わからないところは空欄にしておきます。

近藤：

請求書は、私が書いてもよろしいんでしょうか？

吉村：

はい、結構です。

近藤：

わかりました。1ページ目は書けそうなので、自分で書いてみようと思います。
残りの部分は、教えてもらわないと書けそうにありません・・・

吉村：

ご安心ください。次回お越しいたいたときに、記入欄の1つ1つを確認しながら、記入方法をご説明します。未記入の項目は、次回の相談時に記入いただけます。

近藤：

それじゃ、わからないところは空欄にしておきます。

障害基礎年金

診断書についての説明



次に、医師に証明を依頼する書類をご案内します。こちらが今回の請求に必要な診断書です。20歳時点における症状を証明する非常に重要な書類です。こちらの診断書に記載いただくよう医師に依頼してください。診断書は全て医師に記載いただく必要があります。



ええ…、はい…でも診断書を書いてもらうのにはどこの病院へ行ったらいいのかしら…

吉村：

次に、医師に証明を依頼する書類をご案内します。こちらが今回の請求に必要な診断書です。20歳時点における症状を証明する非常に重要な書類です。こちらの診断書に記載いただくよう医師に依頼してください。診断書は全て医師に記載いただく必要があります。（「精神の障害用（様式第120号の4）」を渡す）

近藤：

ええ…、はい…でも診断書を書いてもらうのにはどこの病院へ行ったらいいのかしら…

障害基礎年金

診断書についての説明



先ほど知的障害に関しては、ここ最近、医療機関にかかっているとおっしゃっていましたよね。



はい。ここ数年、知的障害に関しては病院に行っていないと思います。



それでは、精神科や心療内科のある医療機関に、こちらの診断書を書いてもらえるか問い合わせたうえで行かれることをお勧めします。洋一様が20歳になった前後3か月の範囲内で診察を受けた日の症状を医師に証明いただく必要があります。具体的には平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間の証明が必要となります。

吉村：

先ほど知的障害に関しては、ここ最近、医療機関にかかっているとおっしゃっていましたよね。

近藤：

はい。ここ数年、知的障害に関しては病院に行っていないと思います。

吉村：

それでは、精神科や心療内科のある医療機関に、こちらの診断書を書いてもらえるか問い合わせたうえで行かれることをお勧めします。洋一様が20歳になった前後3か月の範囲内で診察を受けた日の症状を医師に証明いただく必要があります。具体的には平成27年1月1日から平成27年6月30日までの期間の証明が必要となります。

障害基礎年金 診断書についての説明



かかりつけの診療所の内科の先生は、うちの息子も慣れているんですけど…ほかの先生だと少し不安です。

それでは、医療機関にお問い合わせいただく前に、かかりつけの先生に相談してみるのも良いと思いますよ。

そうですか、わかりました。早速、先生に相談してみます。

近藤：

かかりつけの診療所の内科の先生は、うちの息子にも慣れているんですけど…ほかの先生だと少し不安です。

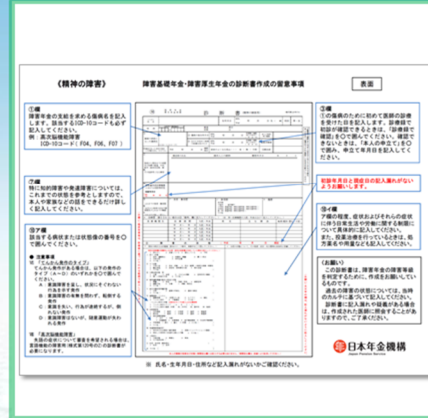
吉村：

それでは、医療機関にお問い合わせいただく前に、かかりつけの先生に相談してみるのも良いと思いますよ。

近藤：

そうですか、わかりました。早速、先生に相談してみます。

障害基礎年金 診断書についての説明



診断書はこれだけでいいのですか？

はい、そうです。今回の診断書はこれだけで大丈夫です。医療機関でお取りいただく書類はこれだけです。診断書を作成いただく医師には、こちらの「診断書作成の留意事項」もお渡しください。

はい、わかりました。

近藤：

診断書はこれだけでいいのですか？

吉村：

はい、そうです。今回の診断書はこれだけで大丈夫です。医療機関でお取りいただく書類はこれだけです。診断書を作成いただく医師には、こちらの「診断書作成の留意事項」もお渡しください。（「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」を渡す）

近藤：

はい、わかりました。

障害基礎年金

必要書類についての留意事項



<精神の障害用の診断書をもらうときのポイント>

市町村の職員が、診断書等に鉛筆やボールペンで直接チェックを入れたり、メモを書き込んだりしてはいけません。

講師：

精神障害用の診断書はてんかん、知的障害、発達障害、認知障害、高次脳機能障害など診療科が多岐に分かれている疾患について、小児科、脳神経外科、神経内科、リハビリテーション科、老年科などを専門とする医師が主治医となっている場合があります。これらの科の医師であっても、それぞれ専門医として従事しているのであれば、精神科の医師でなくても作成することができます。

「障害基礎年金・障害厚生年金の診断書作成の留意事項」を診断書とあわせて医師に渡して記載のお願いをするとよいでしょう。なお、市町村の職員は、診断書等に鉛筆やボールペンで直接チェックを入れたり、メモを書き込んだりしてはいけません。これらの行為は、医師または歯科医師が作成する証明書の改ざんとみなされる場合があるので注意してください。

障害基礎年金

必要書類についての留意事項



<受診状況等証明書>

初診日を特定するために原則として受診状況等証明書が必要。ただし診断書を作成した医療機関が初診と同じ医療機関の場合には不要

<受診状況等証明書が添付できない申立書>

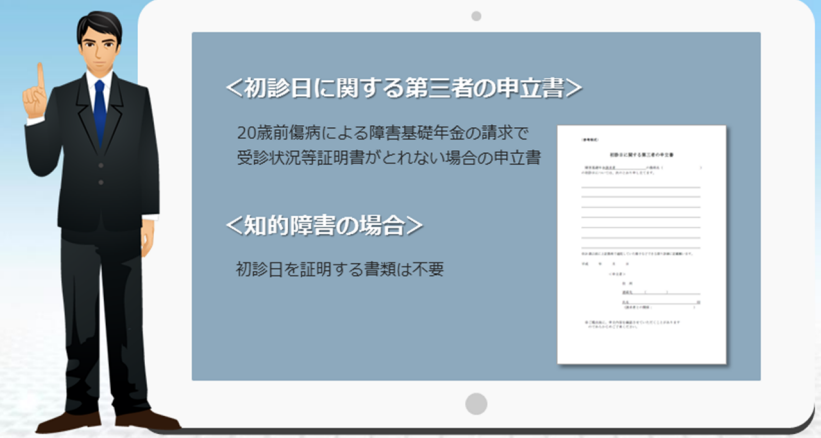
受診状況等証明書が取得できず、初診日を特定することが困難な場合、参考資料と共に提出

講師：

医師または歯科医師に記載いただく証明書として、所定の診断書のほか受診状況等証明書があります。これは初診日を証明するための書類です。ただし、診断書を作成した医療機関が初診と同じ医療機関の場合には、受診状況等証明書の添付は不要となります。

また、初診日の証明に際して、病院のカルテの保存期間が経過していたり、病院が廃業していた等の理由により受診状況等証明書が取得できず、初診日を特定することが困難な場合があります。その場合には「受診状況等証明書が添付できない申立書」を提出いただくとともに、初診日を確認する目安になる参考資料を提出いただくようご案内してください。この参考資料が「お手続きカード No.3-4」に載っています。

障害基礎年金 必要書類についての留意事項



＜初診日に関する第三者の申立書＞

20歳前傷病による障害基礎年金の請求で
受診状況等証明書がとれない場合の申立書

＜知的障害の場合＞

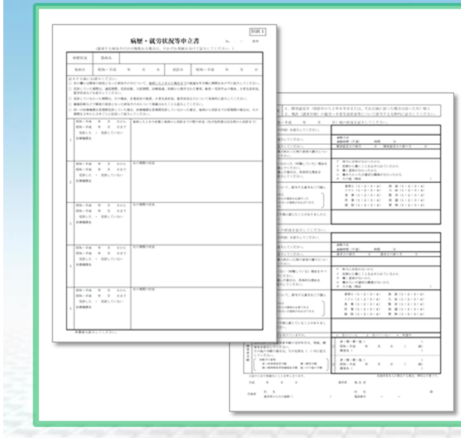
初診日を証明する書類は不要

講師：

20歳前傷病による障害基礎年金の請求に限り、受診状況等証明書が取得できない場合には、「初診日に関する第三者の申立書」を参考資料とすることができます。ここでいう第三者には、請求者から見た民法上の三親等以内の親族は含まれません。それ以外の2名以上の第三者に記入してもらいます。ただし、2名以上による第三者の申立書を提出した場合でも、その申立書に記入された初診日が認められるとは限りません。申立書と障害者手帳などその他参考資料の整合性を照らし合わせたうえで、申立書に記入された初診日を認めることになります。

なお、今回のケースは先天性の知的障害であり、初診日は20歳前(生まれたとき)となりますので、初診日を証明する書類の添付は不要です。

障害基礎年金 病歴・就労状況等申立書の説明



では次に、病歴・就労状況等申立書をご案内します。

この書類は、なんですか？

初診日や障害の状態を認定するうえで重要な補足資料となります。発病から初診までの経過、その後の受診状況や働いている場合の状況について、できるだけ具体的にご記入ください。

吉村：

では次に、病歴・就労状況等申立書をご案内します。

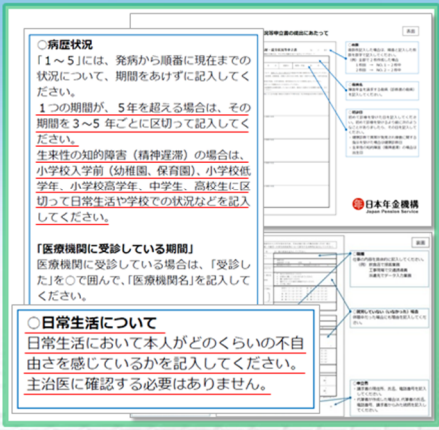
近藤：

この書類は、なんですか？

吉村：

初診日や障害の状態を認定するうえで重要な補足資料となります。発病から初診までの経過、その後の受診状況や働いている場合の状況について、できるだけ具体的にご記入ください。

障害基礎年金 病歴・就労状況等申立書の説明



○病歴状況
「1～5」には、発病から順番に現在までの状況について、期間をあげずに記入してください。
1つの期間が、5年を超える場合は、その期間を3～5年ごとに区切って記入してください。
生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は、小学校入学前（幼稚園、保育園）、小学校低学年、小学校高学年、中学生、高校生に区切って日常生活や学校での状況などを記入してください。

「医療機関に受診している期間」
医療機関に受診している場合は、「受診した」を○で囲んで、「医療機関名」を記入してください。

○日常生活について
日常生活において本人がどのくらいの不自由さを感じているかを記入してください。主治医に確認する必要はありません。

なんだか難しそうね。

病気やケガによって日常生活がどの程度困っているかを、生まれたときから、3年から5年くらいに区切って記入してください。例えば学校の授業や生活の中でどんなことができなかったかなどを、わかる範囲でかまいませんので具体的に記入してください。こちらも参考にしてご記入をお願いします。

近藤：
なんだか難しそうね。

吉村：
病気やケガによって日常生活がどの程度困っているかを、生まれたときから、3年から5年くらいに区切って記入してください。例えば学校の授業や生活の中でどんなことができなかったかなどを、わかる範囲でかまいませんので具体的に記入してください。こちらも参考にしてご記入をお願いします。

障害基礎年金 病歴・就労状況等申立書の説明



この書類は、私が書いてもよろしいのでしょうか？

はい、結構です。ただし、その場合は申立書の裏面の下段の代筆者の欄に春子様の署名をしてください。

平成 年 月 日 請求者 現住所
代筆者 氏名 請求者からみた続柄（ ） 氏名 電話番号

近藤：
この書類は、私が書いてもよろしいのでしょうか？

吉村：
はい、結構です。ただし、その場合は申立書の裏面の下段の代筆者の欄に春子様の署名をしてください。

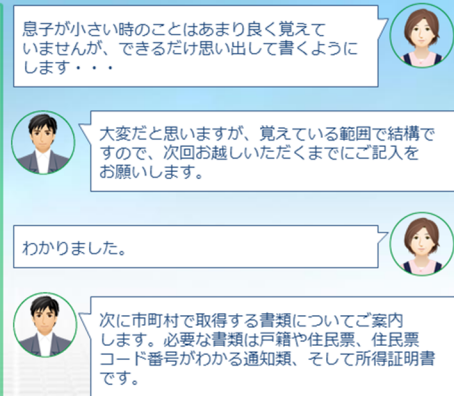
病歴・就労状況等申立書の説明



病歴・就労状況等申立書ですが、請求者が自身の症状を詳細に申立てするために、発病から現在までの病気やケガの症状や通院入院歴について時系列に記入いただく書類です。初診日の確定や障害状態を認定するうえでの重要な補足資料であり、医学的・専門的に記入いただく必要はありません。

また、診断書だけでは知り得ない自宅での様子や就労状況についても記入いただきます。先天性の傷病の場合は出生日から3年から5年くらいに区切って記入いただきます。裏面の最後にある請求者および代筆者の記載欄にも、忘れずに署名押印をいただくよう案内しましょう。

病歴・就労状況等申立書の説明



息子が小さい時のことはあまり良く覚えていませんが、できるだけ思い出して書くようにします・・・

大変だと思いますが、覚えている範囲で結構ですので、次回お越しいただくまでにご記入をお願いします。

わかりました。

次に市町村で取得する書類についてご案内します。必要な書類は戸籍や住民票、住民票コード番号がわかる通知類、そして所得証明書です。

障害基礎年金

Q&A

ブリッジタイトル ♪～

障害基礎年金

問題

問 題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類
はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法
などについてもあわせて考えてくだ
さい。



講師：

ここで問題です。吉村さんがご案内した戸籍や住民票、所得証明書といった書類はなぜ必要になるのでしょうか。書類の有効期限や提出期限、入手方法などについてもあわせて考えてください。

障害基礎年金 解答

問 題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法などについてもあわせて考えてください。

解 答

住民票：請求日時点での生存確認のため

有効期限…発行日から6か月

講師：

住民票は、請求日時点での請求者の生存確認のために必要となります。住民票コードの記載があるものを用意します。請求書に住民票コードを記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になる場合があります。また年1回の現況の確認や住所変更届等の提出が不要となります。住民票の有効期限は発行日から6か月です。

障害基礎年金 解説

問 題

吉村さんが案内した戸籍関係の書類はなぜ必要になるのでしょうか。

書類の有効期限、提出期限、入手方法などについてもあわせて考えてください。

解 答

所得証明書：支給停止となる所得制限額を超えないか確認するため

有効期限…発行日から6か月



講師：

次は所得証明書です。受給者の所得が制限額を超えると、20歳前傷病による障害基礎年金は、その全額または半額が支給停止となります。お手続きカードNo.11-3（「20歳前傷病による障害基礎年金」）をご覧ください。請求時に提出する所得証明書は、請求日の属する年の前年の所得を確認するために必要な書類です。

今回のケースでは平成27年5月が請求月であれば平成26年度、平成27年6月が請求月であれば平成26年度および27年度の所得証明書を取得します。請求月に応じて所得証明書の取得年度が異なりますので、このことに留意のうえ適切に案内するようにしましょう。

所得証明書の有効期限は、発行日から6か月です。請求日から見て障害認定日が複数年さかのぼる場合は、取得可能な複数年全ての所得証明書の添付が必要となります。請求日が属する年の1月1日現在の住所地が異なる場合には、1月1日現在の住所地を管轄する市町村で取得するよう案内してください。

障害基礎年金

次回ご持参いただくもの



次回ご持参いただくものをご案内します。
まず、今回お持ちいただいた近藤様の身分
証明書、洋一様の年金手帳と療育手帳については
次回必ずご持参ください。
また、洋一様名義の預金通帳またはキャッシュ
カードか、そのコピーが必要です。それと洋一
様の認めの印鑑です。

はい、わかりました。



吉村：

次回ご持参いただくものをご案内します。

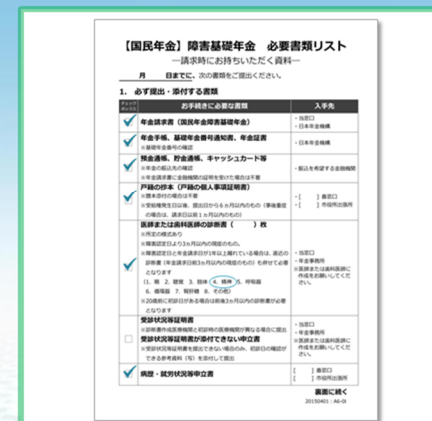
まず、今回お持ちいただいた近藤様の身分証明書、洋一様の年金手帳と療育手帳については次回必ずご持参ください。また、洋一様名義の預金通帳（貯金通帳）またはキャッシュカードか、そのコピーが必要です。それと洋一様の認めの印鑑です。

近藤：

はい、わかりました。

障 害 基 礎 年 金

次回ご持参いただくもの



必要書類のご説明は以上で終わりです。
最後に、必要書類リストを作成しましたので
写しをお渡しします。もれなく揃えて次回
ご持参ください。

このチェック表を見ながら1つずつ揃えていけば大丈夫そうね。ありがとうございました。



吉村：

必要書類のご説明は以上で終わります。

最後に、必要書類リストを作成しましたので写しをお渡しします。もれなく揃えて次回ご持参ください。

近藤：

このチェック表を見ながら1つずつ揃えていけば大丈夫そうね。ありがとうございました。

障害基礎年金 障害基礎年金の年金額

13.1 いくら? - 年金額の計算 -

年金額 (平成27年度以降)

1級 年額975,100円 (月額81,250円) + 子の加算額

2級 年額780,100円 (月額65,000円)

※ 偶数月に前月分までの2ヵ月分が支給されます。
 ※ 1級の975,100円は2級の780,100円の1.25倍の金額です。
 ※ 基本額と子の人数に応じて加算した額を受け取れます。

障害の程度	基本額	加算額	年金 (円)
1級	975,100円	0円	975,100円
2級	780,100円	0円	780,100円
1級	975,100円	0円	975,100円
2級	780,100円	0円	780,100円

近藤: それでは、もし年金がもらえといたら、いくら受け取れるのでしょうか。

吉村: こちらをご覧ください。障害基礎年金の年金額はこちらになります。1級は2級の1.25倍の金額です。

障害基礎年金 次回来訪のご案内

他にご不明な点はございますか?

いいえ。書類を揃えてなるべく早く請求に来ます。親切にありがとうございました。

次回は、準備いただいた請求書と添付書類の記入内容を1つ1つ確認させていただきます。漏れなく書類が整っていれば、請求書類としてお預かりできますので次回で終了となります。お疲れ様でした。では気をつけてお帰りください。

吉村: 次に、準備いただいた請求書と添付書類の記入内容を1つ1つ確認させていただきます。漏れなく書類が整っていれば、請求書類としてお預かりできますので次回で終了となります。お疲れ様でした。では気をつけてお帰りください。

障害基礎年金



2. 2回目の相談対応

ブリッジタイトル ♪～

障害基礎年金



MC：

2回目の来訪では、請求書と添付書類を受理し、記載内容を確認しもれがないか点検します。また、受給後の手続きや注意点について説明します。

近藤春子さんが「診断書」を取り寄せ、「病歴・就労状況等申立書」も記入してその他の必要書類とともに持参し、来訪しました。本人確認が取れた後からの応対をみてみましょう。



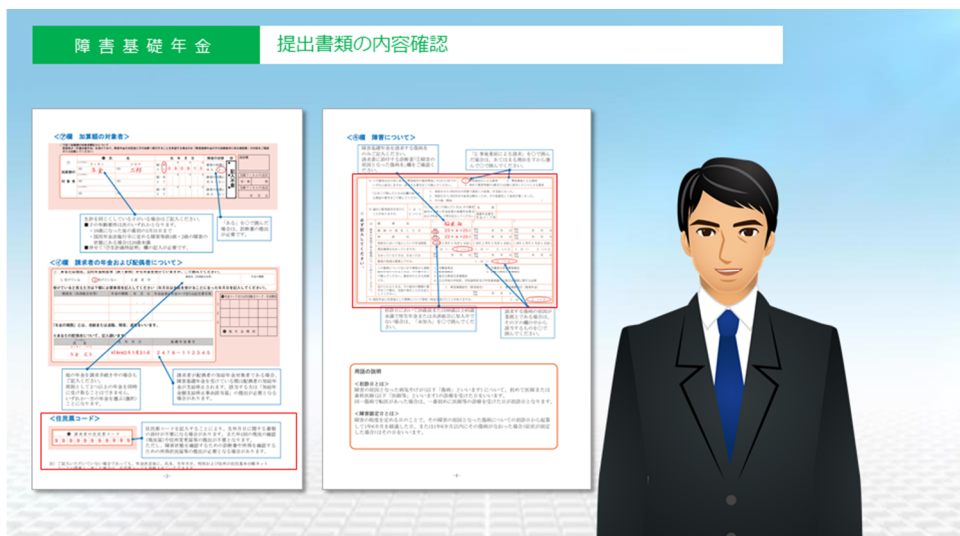
吉村：
こんにちは、本日はどのようなご相談ですか？

近藤：
先日、息子の障害基礎年金の手続きにきました。今日は教えていただいた書類が全部揃いましたので持ってきたのですが。

吉村：
ありがとうございます。では、拝見します。持参された書類の内容を確認させていただきます。



講師：
それぞれの書類に必要事項が記載されているか点検し、年金請求書、診断書、病歴・就労状況等申立書の記載内容に整合性があるかをチェックしていきます。診断書に誤りや記載もれがあった場合には医師に訂正して頂くよう案内します。ここでの誤りとは傷病の内容に関するのではなく、日付等の書き間違いを指します。



講師：

来訪者が持参する請求書に、未記入の箇所があれば、丁寧に記入案内をします。今回のケースの場合、記入例の中でも注意する点は次のとおりになります。

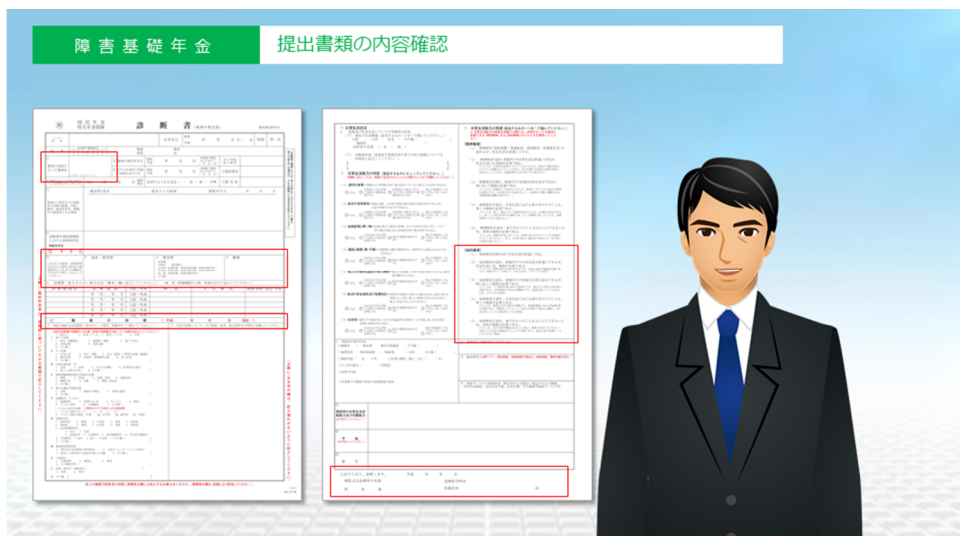
- ・請求書の54の請求者の住民票コード欄に住民票のコード番号を記入します。
- ・3ページ目のキ欄（1）は障害給付の請求事由について○をつけます。20歳前傷病による障害基礎年金の場合は1か2を選びます。今回のケースは障害認定日（20歳に達した日）による請求のため1に○をつけます。2を○で囲んだときはさらにその理由について1から3までのうち、当てはまる理由を○で囲みます。3を選んだ場合は、理由をもれなく記載します。

（3）の「傷病名」のところは、診断書と同じ傷病名になっているか確認します。記入欄が3つあるのは複数の傷病があるときに使用する欄です。今回の請求とは関連性のない傷病名を記入しないよう案内します。

「傷病の発生した日」は「初診日」と同日かまたは初診日より前の日付となっていることを確認します。「初診日において加入していた年金制度」の欄には4の未加入を○で囲みます。

先天性の知的障害のように出生日が初診日とされる場合は、仮に10代で就職し厚生年金に加入したあとに、はじめて医師の診断を受けたような場合でも、20歳前障害として障害基礎年金を請求することになります。したがって、厚生年金等被用者年金制度の加入期間中に初診日があると判断し、来訪者を年金事務所などに案内することのないよう注意してください。

「現在傷病がなおっていますか」の回答が診断書と同じであるか確認します。もし記入誤りがあれば、誤った箇所に二重線を引き、その上に訂正印を押し、正しいものを記入していただくようご案内します。



講師：

次に、診断書について確認すべき点を説明します。

最初に、診断書の作成年月日、医療機関の名称および所在地、診療担当課名、医師の氏名および押印にもれがないことを確認します。また、診断書に記載されている受診者の氏名、生年月日、性別および住所が請求書に記入されている内容と一致していることを確認します。

①の障害の原因となった傷病名の欄には該当する ICD-10コードが記載されているか確認します。表面⑨アの発育・養育歴の欄に、出生からの発育の状況やイ、教育歴やウ、職歴が記載されているか確認します。

⑩の障害の状態欄に記載される現症年月日（いつの時点の障害の状態であるのかを示す日付）について、障害認定日（20歳に達した日）の前後3か月以内の日付となっているか確認します。

裏面3の「日常生活能力の程度」の欄には、「精神障害」ではなく、「知的障害」の（1）から（5）のいずれかに○がついていることを確認します。

なお、請求日が障害認定日（20歳に達した日）より1年を経過している場合、障害認定日（20歳に達した日）の前後3か月以内の診断書に加えて現在の症状の診断書も必要となることから、診断書は2枚必要です。



MC：

吉村さんは、診断書および病歴・就労状況等申立書の確認を終えた後、年金請求書の記入項目の1つ1つについて丁寧に説明を始めました。近藤さんはその説明に従い、請求書の空欄を自分で記入することができました。

吉村：

記入内容はこれで大丈夫です。請求書類を受付いたします。

近藤：

ありがとうございました。

障害基礎年金 請求後の流れ

No.16-1 請求後の流れ

No.16-2 請求後の流れ

●審査にあたっての留意事項

ご提出いただきました障害基礎年金の請求書につきまして、内容審査を進めさせていただきます。

審査の過程で請求者の方にお尋ねすることがあります。その場合、後日ご連絡させていただくことがありますのでご了承ください。

また、診断書を作成していただいた医療機関の先生にお尋ねしたり、内容確認をお願いすることがあります。日本年金機構から直接医療機関へ連絡のうえ確認するか、請求者の方から医療機関へ連絡の上確認していただくか、請求者の意向を確認させていただきます。

審査の結果、支給決定は完了となります。審査の結果、お返してまいります。

2025/04/11 14:00-14:15

吉村： それでは今後の流れについてご説明します。お預かりした書類は先日お話ししたとおり審査に回り決定までおおむね90日かかります。審査途中で追加の資料や内容の確認等で近藤様や医療機関に連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。その場合には決定まで90日を超える場合もございます。

近藤： はい、わかりました。

吉村：

それでは今後の流れについてご説明します。

お預かりした書類は先日お話ししたとおり審査に回り決定までおおむね90日かかります。審査途中で追加の資料や内容の確認等で近藤様や医療機関に連絡が入る場合もありますので、ご了承ください。その場合には決定まで90日を超える場合もございます。

近藤：

はい、わかりました。

障害基礎年金 請求後の流れ

No.16-3 請求後の流れ

●年金証書・年金決定通知書

■初回受取り

年金が決定されてはじめてお受取りできるのは、年金証書が日本年金機構から送付されてから、おおむね50日程度です。

ただし、2つ以上の年金を受ける権利のある方や、年金給付に調整のある方は50日以上かかる場合があります。最初にお受取りになる金額は、原則として受取り開始年月から直前の受取り月の前月分までです。※受取り開始年月は年金証書に記載の「受給権を取得した月」の翌月です。「年金決定通知書」に記載されています。

支給が決定になりますと「年金証書・年金決定通知書」が届きます。大切に保管してください。

はい。

障害基礎年金の第1回目の支払いは年金証書が届いてからおおむね50日で指定口座に振り込まれます。2回目以降は偶数月の15日に支払月の前の2か月分が支払われます。近藤様の障害基礎年金が決定されまると、20歳をむかえた次の月、つまり平成27年5月分から支給が開始となります。

2か月分ずつ振り込まれるのね。

2025/04/11 14:00-14:15

吉村： 支給が決定になりますと「年金証書・年金決定通知書」が届きます。大切に保管してください。

近藤： はい。

吉村： 障害基礎年金の第1回目の支払いは年金証書が届いてからおおむね50日で指定口座に振り込まれます。2回目以降は偶数月の15日に支払月の前の2か月分が支払われます。近藤様の障害基礎年金が決定されまると、20歳をむかえた次の月、つまり平成27年5月分から支給が開始となります。

近藤： 2か月分ずつ振り込まれるのね。

吉村：

支給が決定になりますと「年金証書・年金決定通知書」が届きます。大切に保管してください。

近藤：

はい。

吉村：

障害基礎年金の第1回目の支払いは年金証書が届いてからおおむね50日で指定口座に振り込まれます。2回目以降は偶数月の15日に支払月の前の2か月分が支払われます。近藤様の障害基礎年金が決定されまると、20歳をむかえた次の月、つまり平成27年5月分から支給が開始となります。

近藤：

2か月分ずつ振り込まれるのね。

障害基礎年金

請求後の流れ

No.7-3 いつから受け取れる？

いつから入金されるのか

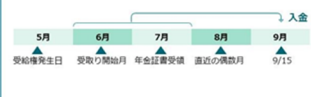
<最初の入金>

- ・初回受取り分は、**傷数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- ・最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の傷数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の傷数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- ・**傷数月の15日**に入金されます。
- ・土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が土曜日の場合は、14日の金曜日に入金されます。



はい、そうですが、初回支払いは受付からおおむね4か月ほどかかりますのでまとめて数か月分支給される場合もあります。



はい。

吉村：

はい、そうですが、初回支払いは受付からおおむね4か月ほどかかりますのでまとめて数か月分支給される場合もあります。

近藤：

はい。

障害基礎年金

所得制限について

No.11-3 20歳前傷病による障害基礎年金

所得制限

本人の障害基礎年金の受給額を超えるときは、その月の年金から1年間、全額または半額の受取りが停止されます。

※ 障害基礎年金の受給額により所得制限が適用されます。

所得制限	所得制限額	所得制限額
所得制限額	4,621,000円	70歳以上
所得制限額	3,604,000円	65歳以上
所得制限額		60歳以上
所得制限額		55歳以上
所得制限額		50歳以上
所得制限額		45歳以上
所得制限額		40歳以上
所得制限額		35歳以上
所得制限額		30歳以上
所得制限額		25歳以上
所得制限額		20歳以上
所得制限額		15歳以上
所得制限額		10歳以上
所得制限額		5歳以上
所得制限額		0歳以上

※ 20歳前傷病による障害基礎年金受給の場合は、**所得状況届を年1回・毎年7月31日までに提出し続ける必要があります。**
提出しないと年金の受取りが一時的に停止されます。



また、20歳前傷病による障害基礎年金には所得制限があります。こちらをご覧ください。一定以上の収入があると、全額停止になったり半額停止になったりします。したがって、洋一様の所得を確認するために、毎年7月の始めに所得状況届が自宅に送られてきますので、7月末日までにご提出ください。ご提出が遅れると年金の受取りが一時的に停止してしまいますのでご注意ください。



そうなんです・・・わかりました。

吉村：

また、20歳前傷病による障害基礎年金には所得制限があります。こちらをご覧ください。一定以上の収入があると、全額停止になったり半額停止になったりします。したがって、洋一様の所得を確認するために、毎年7月の始めに所得状況届が自宅に送られてきますので、7月末日までにご提出ください。ご提出が遅れると年金の受取りが一時的に停止してしまいますのでご注意ください。

近藤：

そうなんです・・・わかりました。

障 害 基 礎 年 金 その他の支給停止事由について

No.11-4 20歳前傷病による障害基礎年金

☒ その他

- 恩給法に基づく年金給付、労働者災害補償保険法の規定による年金給付等の給付で政令で定めるものを受けることができる。
- 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されている。
- 少年院その他これに準ずる施設に収容されている。
- 日本国内に住所を有しない。

その他、一定の事由に該当している間も受け取りが一時止まります。

海外に住んでも止まるんですね。

吉村：
その他、一定の事由に該当している間も受け取りが一時止まります。

近藤：
海外に住んでも止まるんですね。

障 害 基 礎 年 金 認定後の保険料納付について

今後の国民年金保険料についてですが、障害基礎年金を受けている方は法定免除といって、保険料の納付義務がありません。ただし、別途届出が必要となりますので、年金決定通知書が届きましたら、速やかにこちらの窓口へお越しください。

そうですか。そういう仕組みだとは知りませんでした。保険料が納められるか心配していたので助かります。

吉村：
今後の国民年金保険料についてですが、障害基礎年金を受けている方は法定免除といって、保険料の納付義務がありません。ただし、別途届出が必要となりますので、年金決定通知書が届きましたら、速やかにこちらの窓口へお越しください。

近藤：
そうですか。そういう仕組みだとは知りませんでした。保険料が納められるか心配していたので助かります。

障害基礎年金 認定後の保険料納付について



ただ、将来、障害の程度が2級よりも軽くなると障害基礎年金は支給停止になります。支給停止となった場合、保険料の納付を免除されていると、老後に受け取れる年金額が少なくなってしまう。ですから、老後に備えて年金額を減らしたくないとお考えの場合は、免除ではなく、あえて納付することも可能です。免除されるのか納付されるかを検討のうえでどちらかの申請をしてください。

わかりました。

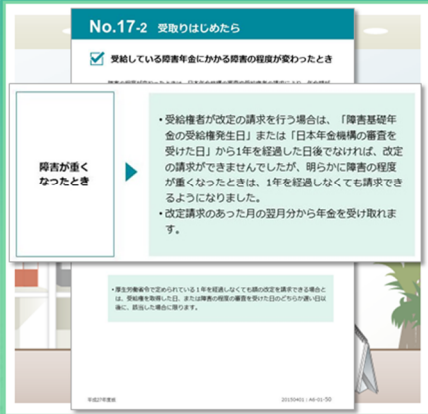
吉村：

ただ、将来、障害の程度が2級よりも軽くなると障害基礎年金は支給停止になります。支給停止となった場合、保険料の納付を免除されていると、老後に受け取れる年金額が少なくなってしまう。ですから、老後に備えて年金額を減らしたくないとお考えの場合は、免除ではなく、あえて納付することも可能です。免除されるのか納付されるかを検討のうえでどちらかの申請をしてください。

近藤：

わかりました。

障害基礎年金 額の改定について



No.17-2 受取りはじめたら

☑ 受給している障害年金にかかる障害の程度が変わったとき

・受給者が改定の請求を行う場合は、「障害基礎年金の受給権発生日」または「日本年金機構の審査を受けた日」から1年を経過した日後でなければ、改定の請求ができませんでしたが、明らかに障害の程度が重くなったときは、1年を経過しなくても請求できるようになりました。

・改定請求のあった月の翌月から年金を受け取れます。

また、障害基礎年金が今回の決定で2級であった場合、決定より1年経過後に症状が重くなったときなどは、2級から1級への「額の改定」を請求することができます。その際にはご相談ください。

わかりました。

吉村：

また、障害基礎年金が今回の決定で2級であった場合、決定より1年経過後に症状が重くなったときなどは、2級から1級への「額の改定」を請求することができます。その際にはご相談ください。

近藤：

わかりました。

障害基礎年金

お手続きの完了について



以上が私からのご説明となります。お疲れ様でした。他にお尋ねしておきたいことはございますか？



いいえ、今のところ特にありません。

吉村：

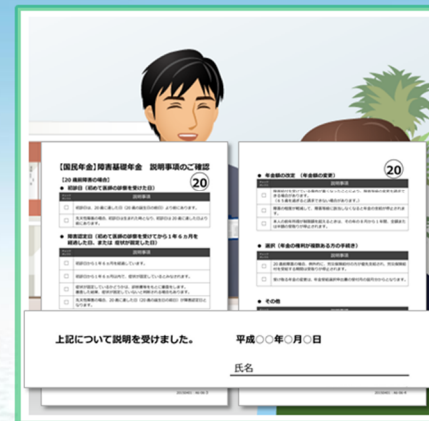
以上が私からの説明となります。お疲れ様でした。他にお尋ねしておきたいことはございますか？

近藤：

いいえ、今のところとくにありません。

障害基礎年金

お手続きの完了について



では、こちらに私からご説明した重要事項をまとめております。この内容が違ってないかをご確認のうえ、本日の日付と近藤様の氏名のご記入をお願いします。



はい。わかりました。



今後もなにかご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。それではこれでお手続きは終了となります。お疲れ様でした。



親切に教えてくださり助かりました、ありがとうございます。無事終わってほっとしました。

吉村：

では、こちらに私からご説明した重要事項をまとめております。この内容が違ってないかをご確認のうえ、本日の日付と近藤様の氏名のご記入をお願いいたします。

近藤：

はい。わかりました。

吉村：

今後もなにかご不明な点がございましたら、お気軽にお尋ねください。それではこれでお手続きは終了となります。お疲れ様でした。

近藤：

親切に教えてくださり助かりました、ありがとうございます。無事終わってほっとしました。



MC :

いかがでしたか？

職員の吉村さんは、お手続きガイドを利用しながら、請求書を提出するまでのご案内から、請求書を受理し、受給後の諸手続きや注意点まで、説明することができましたね。

このケースでは同じ窓口の担当者が対応しましたが、来訪ごとに異なる担当者が対応することもあるでしょう。「障害基礎年金相談シート」などのツールを有効に利用し、担当者が変更しても、円滑な請求のご案内ができるよう繰り返しこのケーススタディーを利用し学習してください。